

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2980号)

令和5年3月2日

横 情 審 答 申 第 2980 号
令 和 5 年 3 月 2 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて (答申)

令和3年2月1日環創地第392号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成8年度 国土調査 特定区特定町特定地番Aに関する① 登記に
係る一切の書類」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成8年度 国土調査 特定区特定町特定地番Aに関する① 登記に係る一切の書類」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は妥当ではなく、①地籍図のうち特定地番Aの周辺、②地籍簿のうち特定地番Aのページ、③面積計算書のうち特定地番Aのページ、④面積測定成果簿のうち特定地番Aのページ、⑤面測用番号図のうち特定地番Aの周辺、⑥筆界点番号図のうち特定地番Aの周辺、⑦筆界点成果簿のうち特定地番Aの筆界を構成する筆界点、⑧図根点成果簿のうち特定地番A周辺の路線、⑨特定地番A周辺の路線を示した図根点網図、⑩地籍調査票のうち特定地番Aのページ、⑪閲覧者名簿のうち本人名記載の箇所、⑫窓口閲覧システムから出力された地籍図（集成図）のうち特定地番Aの周辺、⑬窓口閲覧システムから出力された座標面積計算書（特定地番A）、⑭窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（500分の1）のうち特定地番A周辺、⑮窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（1000分の1）のうち特定地番A周辺、⑯平成8年度国土調査特定区特定町調査図素図のうち特定地番Aの周辺、⑰平成8年度国土調査特定区特定町調査図のうち特定地番Aの周辺、⑱令和元年度環創地第393号「個人情報本人開示請求書（平成8年度国土調査特定区特定町）の全部開示について」、⑲国土調査の成果の認証請求書、⑳神奈川県からの国土調査の成果の認証書、㉑特定区特定町特定地番A（以下「本件土地」という。）の記載がある「様式3-2現地調査処理経過調書」、㉒神奈川県からの「地籍調査の成果品の保管及び写しの送付について」の依頼文、㉓登記所への「地籍調査の成果の写しについて」の送付文、㉔登記所からの国土調査の成果の写しの受領書及び㉕本件土地についての土地登記済通知書（①から㉕を総称して以下「対象情報」という。）を対象保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年10月2日付で行った「平成8年度 国土調査 特定区特定町特定地番Aに関する① 登記に係る一切の書類」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人からは、令和元年12月9日から令和2年12月28日まで、本件土地及びその周辺の地番の土地に関しての個人情報本人開示請求書が8件出されている。そのうち、令和2年6月には「特定地番B、特定地番Cに関する一切の書類」との請求が、同年8月には「特定地番Aに関する一切の書類」との請求があり、請求内容の書類は全て開示した。

上記の経緯を踏まえて、本件保有個人情報は、登記所が国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第20条第2項の規定により国土調査の成果の写しに基づき行う登記記録であると解した。

- (2) 国土調査における環境創造局総務部地籍調査課（以下「地籍調査課」という。）の業務は国土調査の成果の作成、送付及び認証の請求であり、登記を行うのは登記所である。登記所において、都道府県から送付された国土調査の成果をどのように登記しているかについては、地籍調査課は関知していない。

したがって、本件保有個人情報は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

- (3) また、審査請求書に「国土調査の成果の書類は永久保存とされていること」と記載されていることから、本件土地及びその周辺の地番の土地に関する国土調査の成果に係る保有個人情報を求めているものと解することもできるが、当該保有個人情報は、本件より先に行われた個人情報本人開示請求において開示又は一部開示している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 法第20条1項によれば、都道府県知事は、国土調査の成果写しを登記所に送付しなければならないとされ、原本は市町村長に送付しなければならないとされている。
- (2) なお、登記所は、その申請のあったものが登記要件を満たしているかを審査するのであって、自ら登記申請を行うことはないとのことである。
- (3) 国土調査前に存在した特定区特定町特定地番D（地積21.81㎡）と特定地番A

(地積142㎡)を合筆したことになっており、これは登記簿謄本にも記載がある。

- (4) この時、横浜市により行われた合筆(法第20条第3項)が何故必要であったか。何故、合筆後の面積が大幅に減少したのか。さらに合筆後の位置が違っていることを登記関係の書類に明示されている。
- (5) よってこれは国土調査の成果によりなされたのであるから、登記関係の書類が存在しないとは考えられず、その存在が推測される。
- (6) さらに、国土調査による成果の保存期間は、「法に基づく、国土調査の成果の保管及び閲覧に関する規定」(昭和39年10月1日訓令第5号)において、その第3条において永久に保存することとされている。
- (7) よって、当該国土調査を実際に行った横浜市が、法務局に提出した法に基づく成果が存在しないとする主張は、同意致しかねるため、その開示を求める。
- (8) 本件情報公開に当たっては、当初地籍調査課の指導により申請書を提出していたが、情報公開課に直接提出するようになってから、地籍調査課による申請書に加筆することが増加した。その後、最初の申請では、「ない」とされていた関係書類が18種類発見されている。

5 審査会の判断

(1) 国土調査に係る事務について

地籍調査課では、法第2条第1項第3号に定める地籍調査を行っている。地籍調査は、同条第5項にて「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう」と定められている。

地籍調査課では、作成した地図及び簿冊(以下「国土調査の成果」という。)を神奈川県に送付し(法第18条)、成果の認証を求める(法第19条第1項)。神奈川県の認証後、国土調査の成果の写しは神奈川県から登記所(横浜地方法務局)に送付され(法第20条第1項)、登記所では、これに基づいて、土地の表示に関する登記等を行っている。

(2) 特定すべき保有個人情報の存否について

ア 実施機関の開示対象の解釈

審査請求人から、令和元年12月9日から令和2年12月28日までの間に、本件土地及びその周辺の地番の土地に関しての8件の個人情報本人開示請求が行われており、そのうち、令和2年6月の「特定地番B、特定地番Cに関する一切の書類」

及び同年8月の「特定地番Aに関する一切の書類」の個人情報本人開示請求により、請求内容の書類は全て開示したという経緯を踏まえ、実施機関は、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、登記所が法第20条第2項の規定により国土調査の成果の写しに基づき行う登記記録であると解している。

イ 審査請求人に以前に開示済みの保有個人情報

しかし、審査請求人に以前に開示済みの保有個人情報であっても、本件処分に係る個人情報本人開示請求（以下「本件開示請求」という。）において、審査請求人は本件開示請求に係る保有個人情報を「平成8年度国土調査 特定区特定町 特定地番Aに関する①登記に係る一切の書類」と記載しているのであるから、かかる文言に含まれると解される保有個人情報は、本件開示請求の対象保有個人情報として特定する必要がある。

この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

審査請求人からの従前の「特定地番Aに関する一切の書類」の請求において全部開示又は一部開示した保有個人情報として、①地籍図のうち特定地番Aの周辺、②地籍簿のうち特定地番Aのページ、③面積計算書のうち特定地番Aのページ、④面積測定成果簿のうち特定地番Aのページ、⑤面測用番号図のうち特定地番Aの周辺、⑥筆界点番号図のうち特定地番Aの周辺、⑦筆界点成果簿のうち特定地番Aの筆界を構成する筆界点、⑧図根点成果簿のうち特定地番A周辺の路線、⑨特定地番A周辺の路線を示した図根点網図、⑩地籍調査票のうち特定地番Aのページ、⑪閲覧者名簿のうち本人名記載の箇所、⑫窓口閲覧システムから出力された地籍図（集成図）のうち特定地番Aの周辺、⑬窓口閲覧システムから出力された座標面積計算書（特定地番A）、⑭窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（500分の1）のうち特定地番A周辺、⑮窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（1000分の1）のうち特定地番A周辺、⑯平成8年度国土調査特定区特定町調査図素図のうち特定地番Aの周辺、⑰平成8年度国土調査特定区特定町調査図のうち特定地番Aの周辺及び⑱令和元年度環創地第393号「個人情報本人開示請求書（平成8年度国土調査特定区特定町）の全部開示について」が存在する。

これらの保有個人情報は、地籍調査の過程で作成されて国土調査の成果又はその基礎資料となり、その国土調査の成果に基づき土地の表示に関する登記が行われる。そして、本件土地は、平成11年5月21日、国土調査による成果を原因とし

て、特定町特定地番Dの土地を合筆したことが登記されているから、本件土地に関する上記各保有個人情報、「平成8年度国土調査 特定区特定町特定地番Aに関する①登記に係る一切の書類」との文言上、本件開示請求の対象保有個人情報に含まれる。

ウ 審査請求人に以前に開示していない保有個人情報

さらに、その他の関係する保有個人情報の存否について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

国土調査の成果の認証について、「認証請求関係書類」、すなわち⑱国土調査の成果の認証請求書、⑳神奈川県からの国土調査の成果の認証書及び㉑本件土地の記載がある「様式3-2現地調査処理経過調書」、㉒神奈川県からの「地籍調査の成果品の保管及び写しの送付について」の依頼文及び㉓登記所への「地籍調査の成果の写しについて」の送付文並びに㉔登記所からの国土調査の成果の写しの受領書及び㉕本件土地についての土地登記済通知書が存在する。

これらの保有個人情報も、いずれも地籍調査の過程で作成されて国土調査の成果に関する資料となり、それらに基づき土地の表示に関する登記が行われるから、同様に本件開示請求の対象保有個人情報に含まれる。

エ その他の保有個人情報の存否

境界確定書類及び立会確認書並びに地積測量図の存否について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 境界確定書類については、国土調査では作成することになっておらず、境界を示すために国土調査で作成するのは地籍図と地籍簿であるから、存在しない。

また、立会確認書については、平成14年に国から「地籍調査票作成要領について」（平成14年1月16日国土国第432号）の通知があり、その通知後になされた平成20年の国土調査から立会確認を行っているため、立会確認書は存在しない。

なお、地籍調査票の書式には立会確認の欄がある。横浜市の当時の運用では、現地における立会確認は行っていなかった。そのため平成20年以降は行われている現地における立会確認時点での所有者の立会確認の署名は存在しないものの、その後の20日間の法定縦覧期間の閲覧時に土地所有者の署名をもらっている。

このような実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。

(イ) また、実施機関の説明によれば地積測量図についても、国土調査では作成することになっておらず、国土調査での測量の結果は、成果物となる地籍図と地籍簿に反映されるから、存在しないとのことであった。このような実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。

なお、本件土地の土地面積が減少したことは、地籍調査票及び地籍簿で分かるのであり、その他に同土地面積が減少したことがわかる保有個人情報も、存在しない。

オ 小括

したがって、実施機関は、本件開示請求については、イ及びウのとおり、対象情報を対象保有個人情報として特定すべきであった。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は妥当ではなく、対象情報を対象保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 2 月 1 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 3 月 12 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 3 月 18 日 (第267回第三部会) 令和 3 年 3 月 23 日 (第347回第一部会) 令和 3 年 3 月 24 日 (第395回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 6 月 3 日	・ 審査請求人から意見書（追加）を受理
令和 4 年 8 月 26 日	・ 審査請求人から意見書（再追加）を受理
令和 4 年 10 月 6 日 (第12回第四部会)	・ 審議
令和 4 年 11 月 7 日 (第13回第四部会)	・ 審議
令和 4 年 12 月 1 日 (第14回第四部会)	・ 審議
令和 5 年 1 月 12 日 (第15回第四部会)	・ 審議